

## info 国民年金保険料のおしおり

令和3年度の国民年金保険料は月額1万6千610円です。

納付方法は、**納付書**、**口座振替**、**クレジットカード払い**から選択できます。

### ○納付書払い

銀行、農協、信用金庫等の他にコンビニエンスストアで納付ができます。

### ○口座振替

金融機関等で手続を行ってください。

なお、口座振替で毎月の保険料を納める場合、当月分の保険料を当月末に引き落とす「早割」を申し込むと月額50円の割引になります。

### ○クレジットカード払い

年金手帳、クレジットカードを持参の上、年金事務所において手続を行ってください。

口座振替・クレジットカードの引き落とし時期は、金融機関・クレジットカード会社によって異なりますので事前に各会社へご確認をお願いします。

▼問合せ 名古屋西年金事務所  
TEL 052・524・6855  
住民課住民・年金係 TEL 28・0966

## info 固定資産税の縦覧・閲覧と納期

### info 税金などの特別徴収

令和3年度の住民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と介護保険料の徴収額を、4月、6月、8月に支給

縦覧とは、納税者が自己の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額とを比較して、適正かどうかを帳簿により確

めの評価額と他の土地や家屋の評価額とを比較して、適正かどうかを帳簿により確

認していただく制度です。閲覧とは、納税者本人が所有する土地や家屋について、課税台帳に登録された内容を確認していただく制度です。

縦覧・閲覧とも住所・氏名等が確認できるもの（運転免許証等）をお持ちください。代理の場合は委任状も必要です。借地借家人の方は賃貸借契約書を提示していただくことによつて、閲覧のみでできます。

納稅通知書の発送は4月1日（木）、第1期及び前納の納期限は4月30日（金）の予定です。

納稅通知書の発送は4月1日（木）、第1期及び前納の納期限は4月30日（金）の予定です。

### ▼縦覧

△期間 4月1日（木）～30日（金）午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日は除く）

### △ところ

役場1階4番窓口税務課

### △手数料

無料

### △閲覧

△期間 4月1日（木）～令和4年3月31日（木）の午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日、年末年始は除く）

### △ところ

役場1階4番窓口税務課

### △手数料

1件2百円。ただし、縦覧期間中は無料です。

▼問合せ 税務課課税係  
TEL 28・2434

## info 特別徴収(仮徴収)対象者

### ①令和3年2月に特別徴収(年金からの天引き)で納めている方(世帯)

令和3年2月に特別徴収として年金から天引きされた税額および保険料額と同じ額を、特別徴収(仮徴収)として4月、6月、8月の年金から天引きします。ただし、住民税については、原則として令和2年度に年金から天引きされた年税額の半額を、4月、6月、8月の3回に分けて天引きします。  
※令和3年4月から令和4年3月までの間に世帯主が75歳になる世帯の国民健康保険税については、納付方法が特別徴収から普通徴収(納付書または口座振替で納付)に変わります。  
※通知書は、日本年金機構が発送する年金振込通知書をもって代えさせていただきます。(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料について、令和3年2月に特別徴収した保険料額と、6月、8月に年金から天引きする保険料額が異なる場合は、別途通知します。)

### ②令和3年4月から8月までの間に、新たに特別徴収(仮徴収)の対象になる方(世帯)

住民税	新たに特別徴収(仮徴収)の対象になる方はいません。	■問合せ 税務課課税係 TEL 28・2434
国民健康保険税	①世帯主が国民健康保険の被保険者の世帯 ②世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満で構成された世帯 ③世帯主の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない世帯	■問合せ 保険課国民健康保険・医療係 TEL 28・0917
後期高齢者医療保険料	①令和3年2月1日までに後期高齢者医療制度の被保険者になった方 ②被保険者の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり、後期高齢者医療保険料が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない方	■問合せ 保険課国民健康保険・医療係 TEL 28・0917
介護保険料	①令和3年2月1日までに介護保険の第1号被保険者になった方 ②被保険者の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上の方	■問合せ 保険課高齢者・介護係 TEL 28・0100

※対象の方(世帯)には、仮徴収額決定通知書を送付します。

※上記の条件に該当していても対象にならない場合があります。詳しくは各担当までお問い合わせください。

される公的年金から天引き(特別徴収)します。

対象となる方(世帯)は次のとおりです。

保険課国民健康保険・医療係  
TEL 28・2434

保険課高齢者・介護係  
TEL 28・0917

保険課国民健康保険・医療係  
TEL 28・0100